

平成 30 年度 第 2 回 松戸市地域自立支援協議会 議事録

日時：平成 31 年 2 月 5 日（火）

15 時～16 時 30 分

会場：松戸市役所議会棟 2 階第 3 委員会室

1. 開会

事務局より委員欠席状況報告（欠席：増田委員）

2. 福祉長寿部長挨拶

3. 資料確認・議事進行確認

事務局より、会議と議事録の公開について、当会議は、松戸市情報公開条例第 32 条に基づき、公開を原則としていること、今年度より個人情報等に十分留意した上で原則として松戸市ホームページでも閲覧できるようにすることを報告。また、半数を超える委員が出席しており、条例第 7 条第 2 項により正式に成立していることを報告。

会の公開について、4 名の傍聴の申出について報告。議長より入場許可。

4. 各専門部会より活動報告

委員： 地域生活支援部会について、別添資料（P2～4）に沿って説明。

活動目的は以前と変わらないため省略。

活動内容は、基本的には第 1 回本会議で報告したとおり、国の重点施策である「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築」に基づいた①精神科病院の退院支援に関すること、②障害者の高齢化に関すること、③障害者の医療問題、の 3 つを中心に議論するため、専門部会を 3 班に分け、各々のテーマについて話し合っている。それに加え、昨年参加している総合防災訓練に今年も参加。

1 つ目の班は、病院から退院するにあたって患者本人が退院後の生活のアセスメントを行う場がない、という論点に基づいて、退院支援を行う病院の他にグループホーム、相談支援事業所の現状把握を行うためのアンケート調査の作成を現在行っており、年度明け頃を目途に調査を行う予定。

2 つ目の班は、障害者の高齢化という点において、昨年度行ったアンケートから、高齢者の分野において障害の研修をしている場所は少ないという課題を挙げた。平成 30 年 11 月 28 日に、地域包括支援センターの社会福祉士部会で開催している勉強会から声がかかったため、介護保険との違いを重点とした内容で「障害福祉を学ぼう！」をテーマに研修会を実施。また時

期は決まっていないが、居宅介護支援連絡協議会（ケアマネージャーの勉強会）でも来年度講義を行ってほしいという依頼が来ている。課題としては、研修を依頼する側である包括やケアマネに障害についての知識が少ないため、一言で研修と言っても、何を研修の中身とすればよいかわからない、という声が挙がっている。障害の分野でどのような研修ができるか、ということは今後は一覧にまとめていく。

3つ目の班は、障害者の医療問題について、コミュニケーション障害等で症状を適切に訴えられない方等、適切に医療につながるができない、という点において、実際に医療につなげる支援を行っているかどうか、一般相談支援事業所と障害福祉事業所に聞き取り調査を行う予定。現在聞き取り項目と聞き取り先について調整中。

続いて、昨年度初めて参加した、危機管理課が開催している総合防災訓練に参加。昨年と同様、目に見えない障害として軽度知的・発達・精神障害について講義を行った。主に中学生向けに行われるイベントのため、障害者の誤解のないよう、使用する言葉には注意を払った。また、10分程度と時間が短いため伝わりづらい部分があったかもしれないが、今後も障害の理解を促す活動を続けていく。

来年度の活動は課題の抽出とアンケートの実施、集計等の予定で、来年度も引き続き検討していく。総合防災訓練についてはぜひまた、という声をいただいているので今後も参加していきたい。ここで、来年度の地域生活支援部会の体制について、事務局より報告をお願いしたい。

事務局： 地域生活支援部会の新体制について、当日配布資料（資料7）に沿って説明。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムがどういうものかという、国の基本方針では精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの整備を図るため、「平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する」という方針が示された。それを受けて、松戸市についても第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画において重点施策として定めている。ちなみに市の協議会のバックアップとして精神保健福祉圏域ごとにもこの協議会が構築されることになっている。松戸市においては松戸保健所圏域で、保健所を事務局に協議の場が発足している。

一方、生活支援部会の経緯を振り返ると、退院促進支援部会としての発足であった。主に精神科病院からの退院促進を支援するための組織としての発足。その後平成24年度、同部会において、精神科病院からの退院だけでなく、身体・知的障害者が地域で生活することについても検討するようになったことを受けて、部会の名称を「地域生活支援部会」に改称。国から示された地域包括ケアシステムと地域生活支援部会の活動内容を鑑みると、この協議の場に求められているものを包含していることから、この地域生活支援部会を発展的に解消し、(仮称)「松戸市精神障害者地域生活支援ネットワーク」として改組することとした。これについて地域生活支援部会の皆さまに説明し、理解をいただいたところである。新しくできるネットワークの委員は、地域生活支援部会の部会員が引き続き務める。

検討内容は、これまでどおり精神障害に限定せず3障害を含むものとし、検討していた議題も引き継いで活動していく。会議内容については、これまでと同様、地域自立支援協議会の場で報告する。資料裏面のイメージ図のとおり、今年度までは自立支援協議会の一部、部会とし

であったが、独立して（仮称）松戸市精神障害者地域生活支援ネットワークとなる。全体会と担当者会議、代表者会議と実務者会議と読み替えても構わないが、二層式の会議に改めて新しい会議体を作るという方針。

委員： 相談支援部会について、別添資料（P5～8）に沿って説明。

活動目的は、前回の報告から変更はないため省略。

下半期、相談支援部会では「計画作成率向上へ向けた分析」と「相談支援事業所連絡会設置へ向けた取組み」の2つについて、主に取り組んできた。1つ目の活動内容、「計画作成率向上へ向けた分析」については、前回本会議の部会活動報告において、市内のサービス等利用計画作成率の伸び悩みを課題のひとつとして示したところである。その問題の所在を明らかにするとともに、相談支援事業所を後押しできるような体制整備へとつなげることを目指し、まずは、市内福祉サービス利用者の計画作成状況のデータ集計と分析を実施した。その結果、利用者のサービスの種類や併用状況ごとで、サービス等利用計画の作成に対するニーズに開きがある状況が確認された。今後、計画相談利用のニーズを高めるための取組みを行うこととした場合に、どのようなサービス利用状況の方へアプローチすることが効果的か、方向性決めに活用できるのではないかとと思われる。

一方、相談支援事業所側への働きかけやフォローといった面で、計画相談利用促進のための対応を検討する中では、相談支援事業所それぞれで、計画受入れに係る認識やスタンスに開きがある現状が浮かび上がってきた。そのため、相談支援事業所間相互で、問題意識の共有や助け合いを進めるための場として、また、事業所それぞれが抱える課題や実情を地域全体の課題に整理し、相談支援部会や自立支援協議会へ抽出するための仕組みとして、市内事業所の横のネットワークづくりを進めることが先決であるとの結論に至った。そこで、次に説明する「相談支援事業所連絡会」の設置へと向けて取り組むこととなった次第である。

2つ目の活動内容として、「相談支援事業所連絡会設置へ向けた取組み」について説明。障害福祉課では、これまで毎年1回「松戸市相談支援事業所連絡協議会」を開催しているが、これは、市と相談支援事業所との間での情報共有や集団指導の場として運用されており、先ほど述べたような横のネットワークづくりの機能は薄かったことから、そのような事業所間ネットワークとしての機能を持った連絡会の設置へ向けて、平成31年度からの開催を目標に部会で取り組むこととなった。

連絡会設置の検討にあたっては、近隣で既に連絡会が形成されている自治体から情報収集を行ったほか、既に相談支援事業所を中心とした個別支援会議で地域課題を抽出するという手法が取られている東京都大田区へ会議の視察を実施した。これらで得られた情報を元に、部会内で議論を進め、設置の目的や意義、運営方針等を固めてきた。連絡会を設置することによる意義は次の7ページに挙げた4点である。

まずは、「ア. 各相談支援事業所・相談支援専門員のフォロー・関係構築」の項目で挙げたとおり、連絡会において、それぞれの事業所が抱える困りごとの共有や、互いのアドバイス・情報交換等が行われることで顔の見える協力関係が構築される、という点を第一に重要視している。また、「イ. 地域課題の抽出・反映」の項目に掲げるように、相談支援事業所が個別の支援事例で抱える課題を連絡会で出してもらい、そこから地域に共通する課題を抽出・確認・

整理していくことで、支援現場の声を自立支援協議会の方向性や市の取組みへ反映させる仕組みにも繋げていきたい、という点についても、大いに期待されるところである。

加えて、今年度上半期に実施し、前回の本会議で報告した相談支援体制の実態調査アンケートの結果においては、地区ごとの身近な連携体制や分野横断的な情報交換が必要とされている状況が確認されている。こうした確認結果を踏まえ、「ウ. 地区ごとの身近な連携体制」の項目に掲げるように、ゆくゆくは、連絡会によって形成された相談支援事業所のネットワークをベースに、市内サービス事業者等も巻き込んで、地区単位の顔の見える関係に発展させていくことも視野に入れている。さらには、「エ. 障害以外の分野との連携」の項目に掲げるように、連絡会を、障害福祉以外の分野との交流する場としても活用していくことで、分野横断的な支援体制作りにも寄与できるのではないかと考えている。

この相談支援事業所連絡会に関しては、先日、1月29日に実施された集団指導の中で、障害福祉課から市内相談支援事業所へ向け、連絡会設置の構想についての説明と、協力をお願いを行ったところである。設置について、自立支援協議会より承認をいただけたら開催に向けて本格的に動き始め、3月末までに次年度の年間開催スケジュールを決定、平成31年4月下旬に第1回目の実施という形で進め、継続的な定例開催へ繋げていく見通しである。相談支援事業所連絡会の設置について、自立支援協議会より承認をいただけるよう、お願いしたい。

来年度の相談支援部会の活動に向けての課題は、相談支援事業所連絡会の運営に関する部分が見られる。4月からの連絡会開催については、相談支援部会が事務局として企画運営を行っていくことを予定。来年度1年間をかけて連絡会を軌道に乗せていくために、相談支援事業所の積極的な参加を促せるよう、企画内容を相談支援事業所のニーズとマッチングさせる事務局運営を心掛けていきたいと考えている。また、連絡会で抽出された地域課題に的確な対応を行えるよう、他の部会とも密に連携し、積極的な情報交換に努めることが重要になってくると思われる。さらには、次のページの「2. 他の重要課題」で挙げたとおり、委託相談支援事業所を中心とした市内相談支援体制の整備や、障害福祉以外の分野との関係構築といった、前年度以前からの重要テーマについても、連絡会設置による相談支援事業所のネットワーク形成をベースとして、一体的に取り組んでいく必要があると考えている。こうした課題を念頭に、次年度の活動内容については、まず相談支援事業所連絡会の運営に関して、上半期では連絡会の定着と地域課題の抽出を進め、下半期では、地域課題の掘り下げと対応方針の取りまとめ、支援事例集の編集等を目指していく予定である。

またこれと併行して、福祉まるごと相談窓口・地域包括支援センター・教育機関等との情報交換も進め、分野横断的な連携体制づくりに繋げていきたいと考えている。

委員： 就労支援部会について、別添資料（P9～13）に沿って説明。

第1回自立支援協議会以降の動きについて報告。11月に障害者雇用に関するアンケート調査を実施。雇用義務のある132社と、雇用義務のない会社も含めて計300社が対象。回収率は41%でまずまずといった結果。今後は2月の部会で分析を行い、次年度の取り組みの参考にしていきたい。

12月に松戸中央ライオンズクラブの例会に参加した。ライオンズクラブは地域貢献活動を行っており、障害者や障害者施設とのコラボレーションをご依頼したところ、当日の受付は就

労移行支援事業所の精神障害のある訓練生にやっていただき、事業所とのコラボレーション方法や地域の事業所とその自主生産品等を紹介させていただいた。

1月はアセスメント研修会を実施し、約30名が参加。講師は習志野にあるあかね園センター長松尾さんに登壇していただき、就労系福祉サービスの役割、アセスメントの重要性、個別支援計画の作成までを演習を通して行っていただいた。2月8日（金）は松戸、柏、流山、我孫子共催で4市合同セミナーを開催予定。現時点で参加者は61名、スタッフを合わせると85名が集まっている状況。参議院議員の今井絵理子さんに基調講演していただき、その後障害者雇用をしている企業に登壇していただいたのパネルディスカッションを予定。成果としては、就労継続支援ネットワークを立ち上げたことが挙げられる。顔の見える関係性作りや、課題解決の場、人材育成の場として活用いただいている点と、障害者雇用の啓発として4市合同セミナー、企業アンケートをきっかけとして11社からセミナー案内の送付希望や3社から相談希望が寄せられた点が効果として表れたと考えている。また、障害者理解として地域で活動している松戸中央ライオンズクラブとの地域貢献活動を行っていくきっかけ作りをできたことが成果だと思う。

課題は就労継続支援ネットワークの今後について、現在部会主体で行っているものを、地域の支援機関主体に切り替えていくこと、そして就労継続支援のサービスの柱である賃金・工賃向上に関してどのように関わり問題提起していくか、が今後の課題。また、障害者雇用に関する企業への周知・啓発については先に実施したアンケート結果を元にアプローチの手法や対策について検討したいと考えている。3つ目として、就労定着支援事業が新設されたが、今後の雇用情勢を考えると、重度の障害の方々企業が就労していく人数が増えていくと思われる。つまりA型やB型から就職者の輩出ということになってくると思うが、その方々の就労定着支援のあり方を構築していく必要がある。

次年度の活動予定は資料のとおり。これらを軸にしてより良い地域にしていくために活動していきたいと考えている。

委員： 権利擁護部会について、別添資料（P14～17）に沿って説明。

活動目的は障害者の虐待防止、擁護者に対する支援や権利擁護に関する課題等について、情報提供や関係機関等の連携を図るとともに、課題解決に向けて専門的に検討し、障害者等への支援体制の整備を図ること。活動内容は①市の障害者虐待の対応・終結過程に関する報告と検証を行う、②障害者虐待防止及び権利擁護等を図るための課題整理や検討を行い、具体的な方法を考案し実施する、③障害者虐待防止・権利擁護に関する研修や啓発の企画、実施を行う、④障害者差別解消支援地域協議会との連携・情報共有を行う、の4点。活動実績は障害者虐待防止に向けた事例検証や研修の企画、この後説明予定の権利擁護ネットワークの構築など。

障害者虐待の対応・終結過程に関する報告と検証について、平成29年度は通報・届出件数は65件に対し、虐待認定件数は31件。平成30年度に関しては12月末時点で通報・届出件数は36件、虐待認定件数は10件。おおまかな傾向として、近年使用者による虐待通報事例や警察からの通報事例が増えている。啓発活動としては資料のとおり研修を行っている。

成果として、障害者虐待の対応・終結過程に関する報告と検証が挙げられる。過年

度からの継続件数は 25 件、平成 30 年 12 月末日時点における今年度の新規受理件数は 36 件となっており、これらについて事務局から報告を受け、検証を行っている。前回報告のとおり、昨年度、事例の検証に追われ、課題整理や啓発といった事例検証以外の事項について十分に協議を行なえなかった反省から、今年度よりコアメンバー会議との間で役割分担の見直しを行った。コアメンバー会議における決定の報告を受けて権利擁護部会が助言を行うほか、コアメンバー会議で決定された終結事例に関して終結過程の検証を権利擁護部会で行っている。このような役割のスリム化により、昨年度より円滑な部会の運営ができています。

予防・啓発活動について、障害者虐待防止に関する講演・研修を継続的に実施しており、昨年度に引き続き、施設職員向け研修会と市民向け講演会を開催することとしている。平成 30 年 10 月 5 日に施設職員向け研修会を開催したが、講演については「非常に参考になった」との回答が 85.4%、「一部参考になった」との回答が 12.2%、グループワークについては「非常に参考になった」との回答が 80.0%、「一部参考になった」との回答が 14.3%というアンケート結果となった。この結果から、今回の研修は非常に効果的なものであったと考えている。なお、児童発達支援・放課後等デイサービスが全参加者の 3 分の 1 を占めており、参加者の所属する事業所の種別に偏りがみられた。より多くの種別の事業所に参加いただけるよう、内容等の見直しを行っていきたいと考えている。

また、市民向けの講演会については、平成 31 年 2 月 23 日に「障害者権利擁護講演会」として、虐待防止・差別解消の双方を含んだ内容で、障害者差別解消支援地域協議会と合同にて開催予定。場所は流通経済大学新松戸キャンパス、内容は神保正宏弁護士によるわかりやすい法律説明と立木早絵氏によるトーク&コンサート。皆さまにはぜひお声かけやチラシの周知の協力をお願いしたい。

課題については、緊急避難先としての居室の確保について、従来より確保に苦慮している。しかし、今年度初めて、障害福祉サービスの指定を受けた、特別養護老人ホームの短期入所を緊急避難先として利用するという事例があった。障害福祉サービスの短期入所は、制度面や報酬上で、参入のハードルが高いとの指摘もあり、現状では急速な拡大は見込めないことから、障害福祉に参入した介護保険サービス事業所との連携強化も図っていきたい。

続いて、障害者権利擁護ネットワークの強化が挙げられる。前回会議においては、虐待への対応力を強化するために、高齢者や児童の分野での先行事例を参考に、権利擁護部会を自立支援協議会から独立させ、代表者会議と実務者会議の二層からなるネットワークとして改組する方針であることを報告した。前回報告の後、同じ障害者の権利擁護という観点から、「松戸市障害者差別解消支援地域協議会」との連携や情報共有の在り方について検討を行ってきた。

その結果、「権利擁護部会から発展するネットワーク」と「松戸市障害者差別解消支援地域協議会」とを統合し、平成 31 年 4 月に「(仮称) 松戸市障害者権利擁護ネットワーク」を設置する方向性となった。この方向性について、委員の皆様からご承認をいただきたいと考えている。なお、自立支援協議会から独立するものの、活動状況等については、これまで同様に報告させていただく予定である。

委員： こども部会について、別添資料（P18～20）に沿って説明。

活動目的は資料のとおり。これに沿って今年度はライフサポートファイルと早期相談支援マップについて検討を行った。ライフサポートファイルについては、皆さまの協力もあり、

昨年10月、地域の方々に無事に配ることができた。配布数、配布場所は資料のとおり。

早期相談支援マップについては、こども部会の中で昨年度から取り組んできており、少しずつ形になったものである。資料として実物はないが、簡単に紹介すると、お子さんを対象としており、年齢別、困りごと別にそれぞれ対応する機関を掲載したものであり、ほぼ完成している。部会員が具体的な場面を想定して活用方法を質問し合う勉強会を開催したことで、部会員自身もスキルアップすることができた点が成果として挙げられる。

次年度の活動は、課題と重なってくる部分。ライフサポートファイルの目的は配布することではなく、その活用と定着であるため、書く機会の確保と活用場面の周知、内容の改善など今後のフォロー体制が重要だと考えている。配布時、利用者に対して障害福祉課からの電話連絡を希望するかどうかアンケートを実施しており、希望者について、2月頃に一斉に連絡を取る予定である。その際書きづらい箇所について個別に相談に乗ったり、地域で定期的を実施している「ライフサポートファイル作ろう会」を案内したりする。また、来年度5月頃使い勝手に関するアンケートの実施を予定しており、その内容を踏まえて内容の修正を行い、さらなる活用と定着に向けて検討を継続する。

早期相談支援マップについて、早期に支援が必要と感じても、親御さんの同意が得られず介入が難しいケースの対応についてどうしていくか部会内で議論になった。今後、部会の中で早期相談支援マップを活用して事例検討を通じて対応を検討していきたい。事例検討に留まらず、どんな社会資源が不足していて、どんな機能が足りていないか分析し、自立支援協議会に報告していくことを意識しながら取り組んでいきたい。また、早期相談支援マップについてはもう少し部会の中で活用のあり方や配布先の検討を行う予定。

議長： 前回の会議で提案したとおり、議長、副議長、各専門部会長が集まり本日幹事会を開催。今回の幹事会の目的は、次年度の各専門部会の方向性の共有である。幹事会は今後も定期的に行われ、活動の進捗管理のほか、協議会のあり方について検討を行っていく予定。

5. 各専門部会の活動報告等についての質疑応答

委員： 報告では触れられておらず、また、協議の場は地域生活支援部会か就労支援部会かわからないが、卒業後の居場所について少し時間をいただきたい。第2次松戸市障害者計画、第5期障害者福祉計画・第1期障害児福祉計画、松戸市子ども総合計画にあるとおり、事業所はほぼ定員で、卒業後の居場所の確保が必要である。松戸市の肢体不自由児の卒業後の居場所は第1いぶきの広場、第2いぶきの広場、喜楽家、だっくす、にじの家がある。昨年9月に第2喜楽家が開所して明るい話題があった。また、他にも新しい事業所ができるという話も耳にする。しかし、第1いぶきの広場、第2いぶきの広場、だっくすは定員がほぼ一杯になり、現在余裕があるのは第1喜楽家、第2喜楽家、にじの家である。今後、松戸特別支援学校を卒業する生徒は全員が松戸市在住ではないが、毎年20名ぐらいいる。また、これから松戸特別支援学校に入学するであろう児童は呼吸器や医療機器を持参している子ども達もいる。その子ども達も数年後には学校を卒業し、社会に出る。その子たちが定員20名の中で生活できるかと考えたとき不安になる。数年後を考えると、今から動いていかないと間に合わなくなる。共生型とい

うものもあると聞くが、単価が生活介護の半分以下で、今でさえきついと耳にする中で、本当に大丈夫なのか心配である。

松戸市は子育てしやすい街全国1位だが、学校を卒業してしまうと住みにくい街になってしまうと思う。現在、私の子どもは高校2年生で実習に行き、厳しい現実を感じており、来年の実習は全く見えない状況である。このままでは卒業後は在宅になってしまう。同じ学年の友達は他市へ実習に行っており、割合は半数で、とても残念な感じである。せっかく子育てしやすい街1位なのだから、卒業してからも住みやすい街であってほしいと思う。まだ私の子どもは障害支援区分判定を受ける年齢ではないが、松戸特別支援学校の生徒のほとんどが区分6だと聞いた。その6の中には自分で食事ができ、多少会話もできる子から、呼吸器をしている子まで含まれる。重度の子や医ケアの子を受け入れる事業所は、より多くのスタッフや看護師を確保しなければならない。放課後等デイサービスは重心児の受け入れが10人、7人、5人とあり、4月からの改定で加算も充実している。私なりに、アドバイスを受けつつ考えた。今後の卒業生の人数を考えると、生活介護の事業所は不足していると思われる。事業所が増えない理由として考えられるのは、生活介護を行うのは人員配置や面積などの面で当初からハードルが高いことである。また、4月の改定で障害児は加算が見直されたが、障害者は見直されていない。放課後等デイサービスのように、重心児定員10名、7名、5名と少人数での支援が必要である。

そこで、松戸市独自で行える日中一時支援事業に重心児加算や医療的ケア児加算を作り、生活介護事業所に代わる居場所の確保を提案する。メリットは、松戸市独自で対応できること、全年代に対応できること、挟間にいる人に対応できること、卒業後の居場所を確保できること、小規模から行えることである。他市町村のように独自の加算があれば職員を確保し、安心安全に支援ができる。千葉県職種の年収を調べたところ、看護師は525万円、療法士は500万円、児童発達支援管理者は400万円、介護福祉士は310万円、保育士は315万円である。私の子どもは重心児で、支援が大変で関わる人には大変申し訳なく思うが、重心児の親だからこそいろいろ考えてみたところである。

委員： 以前松戸特別支援学校にいて、十数年ぶりに戻ってきた。当時の生徒数は126名だったが、今は200名以上と、とても生徒数が増えている。そのうち医ケアのある生徒は40名。人数は増えているが、生活介護のメインの事業所は先ほど名前が挙がったとおり以前とあまり変わらず、定員をもう少し増やすと従来ある事業所が頑張っている印象がある。この先、保護者の不安を少しでも減らしていくために、どういった方向で進路指導していくべきか悩んでいるところである。十数年前は学校から保護者達に事業所を作ろうと声をかけたこともあった。柏市など他市では作っていくような活動もあったが、松戸市では今ある事業所の頑張りに頼っている状況があり、何か良い知恵がないかと思っているところで、ご指導いただきたい。

委員： 私共の事業所は知的障害を対象としている。県内の知的障害の通所施設の中で新たに開設する場合、生活介護の中に4~5名程度医ケアの人も受け入れられるような枠を作っているところもある。事業所の問題になってくるのでここで約束はできないが、今ある施設の中で対応していくための働きかけは何らかの形でやっていけたらと思う。

委員： 努力が足りずすみませんとまず謝罪から入ります。医療的ケアのある方は、これまで病院で過ごしていたが地域で生活するようになり、どうしていくか課題になっているところだが、人材の部分が大きい。あとは、障害を持った方々が高齢化していることで、医療的な支援が必要となっているため、生活介護も看護師の雇用を含めて医療体制を充実していく方向で検討している。募集をかけた結果、明後日看護師が面接に来るが、たぶん週1~2日の非常勤である。フルタイムでの賃金を用意できればと思うが、事業所として非常勤の雇用で精一杯である。今いる方達のために医療的支援は必要であり、ヘルパー職員は3号研修を終えた者が6名程度いる。生活介護で何名か受け入れられるような体制を作っていきたいと思った。頑張ります。

事務局： 貴重なご意見ありがとうございます。協議会の中でのご意見ということなので、協議会において調査し、どう提言していくか揉んでいただければと思う。検討する場はどこかという話があったが、協議会の中で検討するべきかどうかということも含めて、決めていただきたい。単価が低く、なかなか参入する事業者が少ないというお話をいただいたところだが、実際当市の単価については国の指針に基づき毎年見直しており、今後も国の動向に沿って見直していく方針なので、ご理解いただければと思う。日中の居場所は今後少なくなっていくことに対して保護者や特別支援学校の先生は不安を感じたり、ご苦労されたりしていることは重々承知している。高齢者の共生型サービスの参入も視野に入れながら日々努力しているところなので、ご理解いただければと思う。

議長： 深刻な問題だと思う。いずれかの部会の中で、継続的な審議をしていきたい。どの部会で取り組んでいくか具体的に決めておきたいと思う。いかがでしょうか。

事務局： 協議の場としては、まだ承認をいただけていないのでわからないが、先ほど地域生活支援部会から移行するネットワークか、医療的ケアの関係からこども部会の可能性が高いと思われる。時間上の都合で今決められないのであれば、会長等と事務局で協議し、後日報告させていただくのはいかがか。

議長： それではネットワークとこども部会で別の機会を設けて協議するということでよろしいか。

委員： 異議なし。

議長： それでは事務局は準備をお願いします。

また、地域生活支援部会、権利擁護部会の改組、相談支援事業所連絡会の設置について、承認ということよろしいか。

委員： 異議なし。

議長： 異議なしということで、新体制に向けて事務局は準備をお願いしたい。事務局から何かあるか。

事務局： ただいま、地域生活支援部会および権利擁護部会について、その機能を強化するために、代表者会議と実務者会議の二層からなるネットワークへ改組することについてご承認をいただいた。今後、それぞれのネットワークの活動状況については、本会議にて皆さまへ報告をしていく。独立して設立するそれぞれのネットワークと地域自立支援協議会との関係性や連携体制については、今後、事務局にて整理をした上で、改めて委員の皆さまへ報告する。

6. 基幹相談支援センター運営事業者の選定結果について（資料3）

事務局： 公募スケジュールについて。平成31年度松戸市基幹相談支援センター業務委託法人公募要項に基づいて、平成30年11月30日から公募要項を公表し、応募結果は1件（2法人による共同設置、現受託事業者の医療法人財団はるたか会、株式会社英美志）であった。

選考については、松戸市基幹相談支援センター委託事業者選考委員会設置要綱に基づいて設置した選考委員会において、松戸市基幹相談支援センター運営業務委託候補者選考基準に基づいて、1月22日、応募書類の審査と、ヒアリング審査の内容を合わせて総合的に評価を行った。

選考結果について「6. 評価項目別平均得点率」のとおり、審査項目は7項目に区分している。①法人の概要及び実績②法人体制③人員体制④収支予算計画⑤基本方針・運営体制等⑥業務実施方針・実施計画等⑦特記事項（プレゼン応募書類全般）で、総合点は100点満点。また、評価点の合計の2分の1をボーダーラインとして、ボーダーラインに満たない場合については選定しないものとしている。結果は、委員6名600点満点のうち、総得点は416点、各委員ともに50点以上、つまりボーダーライン以上のため採択となった。項目別の平均得点率はグラフのとおり。「4. 松戸市地域自立支援協議会の役割」の枠内、「選考基準より」をご覧いただきたい。「選考した事業者が適正に事業を実施するために、特に改善を要すると考えられる事項がある場合、選考委員会は選考にあたっての条件を付すことができる。また、選考委員会において、当該選考条件の履行状況を継続的に確認すべきとの結論に至った場合は、その旨を、松戸市地域自立支援協議会に報告できる。この場合においては、同協議会において、選考条件の履行条件を継続的に確認すべきかどうか議論・決定される。」とあるが、選考委員会において付す条件は特段なかった。

先述の選定結果について、委員の皆さまから承認をいただきたいと考えている。なお、承認いただいた場合、受託候補者として決定し、4月からの委託に向けて業務内容を調整していく予定である。

議長： 基幹相談支援センター事業者の選定結果について質問や意見はあるか。

ないようなので、基幹相談支援センターの選考結果について承認し、受託候補者として決定してよろしいか。

委員： 異議なし。

議長： 異議なしということで、事務局は受託候補者との調整をお願いしたい。

ただ、意見として、十分な人員体制で運営できるよう、4月までに人員の確保をお願いし

たい点をお伝えいただきたい。

7. ライフサポートファイルについて（資料4）

事務局： ライフサポートファイルについて、配布開始後の進捗状況も含めて報告する。

皆さまご存知のとおり、ライフサポートファイルとは、ライフステージごとに支援の担い手が変わったとしても、一貫した支援が継続されるよう、障害のある子どもについて、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールである。幹事会で一度目を通していただいている議長、副議長、専門部会長以外の委員の皆さまには見本として2人で1冊実物を手元に配布しているのでご覧いただきたい。中身は本人のプロフィール、関わっている支援機関の一覧、医療の記録、療育の記録など様々な情報や支援内容を記録する。そのほか、個別支援計画、検査や判定の記録など大事な書類を綴じこんでもらうことで一冊のファイルとなる。

配布対象者は、支援が必要な障害児、障害の有無に関わらず発達の気になる児童。配布時期は、10月1日から、配布冊数は200部。配布方法は、希望者に郵送または窓口での配布。また、市のホームページにPDF形式で掲載しており、各自ダウンロードも可能である。周知方法は、広報まつど、市のホームページ、twitter、facebookに掲載のほか、チラシや見本等の資料を保育所や幼稚園、学校、医療機関等へ郵送。連絡会等でも説明を行っており、「子育て支援に関する関係機関との情報交換会」は子育て支援課が事務局となり全5回、地区ごとに開催している。各地区の保育所、幼稚園、おやこDE広場、ほっとる一む等の子育て支援施設や、民生委員児童委員など子育て関係の支援者が広く集まる会議であり、障害の診断等がないグレーゾーンのお子さんへの周知にも繋がると考える。相談支援専門員向けには7月31日第1回スキルアップ研修においてライフサポートファイルの研修を実施し、相談支援専門員35人の参加があった。また、2月21日の第4回スキルアップ研修では児童をテーマとして企画しており、相談支援専門員にとっての具体的な活用方法について研修を実施する予定。

配布実績は、12月末時点で140人。配布場所の内訳は資料のとおり。ライフサポートファイルを知ったきっかけはチラシが最も多く、順に口コミ、広報まつど、SNSとなっている。チラシをもらった場所は主に放課後等デイサービスや小学校の支援級、こども発達センターで、口コミはママ友からの紹介が多く挙げられている。医療的ケア児については18歳未満の対象者68人中、希望者40人に配布を行った。

最後に、配布後の利用者に対するサポート体制として、配布半年後、1年後に利用者向けのアンケート調査を実施する予定である。このアンケート結果をもって、活用方法や定着状況を検証することによって、ライフサポートファイルを保護者が持参し、支援者が活用するための仕組みづくりについて、さらに検討を深めていきたいと考えている。

8. 医療的ケア児支援の取り組み（資料5）

事務局： 障害福祉課で実施している医療的ケア児支援に関する取り組みが国のモデル事業として採択された。医療的ケア児の支援体制を整備するために国が示した補助対象事業は、①併行通園の促進、②人材育成、③体制整備の促進の3つの事業である。

松戸市においては、①併行通園の促進については、該当事業はなし。②人材育成のための事業と③体制整備の促進のための事業が採択され、これらの事業に要した費用の2分の1が補助

されることとなった。本日は各事業の進捗状況について、併せて報告を行う。

医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助金は、医療的ケア児の受け入れをしているまたは、受け入れを検討している各事業所に勤務する職員が、喀痰吸引等研修を修了した場合、事業者に対し10万円を上限に、受講料の一部もしくは全部を補助するものである。現在、申請件数は0件であるが、4事業所8人が第1号・第2号研修の基本研修を受講しており、本事業の申請を予定している。

申請件数が伸びない原因として、研修先が見つからないとの声が寄せられていることから、今後も実施研修先の確保を図っていくことが課題となっている。

医療的ケア児の支援のための医師による巡回指導は、松戸市と協定を結んだ医療的ケアについて知見のある在宅医等の医師が、医療的ケア児を支援する障害福祉サービス事業所や保育所（園）を巡回し、そこに勤務する看護師等に対し助言や指導にあたるものである。平成31年1月末日までに、3事業所に対して巡回指導を実施し、現在、日程調整中の事業所は3か所、検討中の事業所は1か所である。課題は、将来、医療的ケア児支援を検討している事業所からのニーズに応えられていないことである。現在は医療的ケア児の支援をしている事業所のみが対象となっているため将来的に支援したい事業所のニーズに応えられていないことが課題である。事業の目的と事業者側のニーズを踏まえた上で、対象事業所の拡大の検討をしていきたい。

医療的ケア児支援スキルアップ研修は、障害福祉サービス事業所、訪問看護事業所、保育所及び学校における看護師、支援員等の医療的ケア児への対応力を向上させるための研修と、相談支援事業所における相談支援専門員の医療的ケア児への関連分野の支援を調整するコーディネーター役としての能力を向上させるための研修である。第1回を10月に、第2回を1月に開催しそれぞれ約80名の出席があった。第3回は、今月25日に総合医療センターを会場に実施する予定。今後は支援者の様々なニーズに応えるために、どのような研修を体系的に組み立てていくかが課題となっている。

最後に、医療的ケア児の支援のための連携推進会議について、平成30年度は、7月に第1回を、11月に第2回を開催した。今後も、各機関の連携を密にし、医療的ケア児支援の推進を図っていく。

9. 松戸市指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の指定状況

事務局： 松戸市内の指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所について、本市が障害者総合支援法並びに児童福祉法の規定に基づいて事業所の指定並びに指導を行っているため、その状況を報告。

平成30年8月8日の第1回本会議にて指定状況を報告したのち、1件の新規事業所指定と、1件の休止の届出があった。現在は、基幹相談支援センターを含めて、25ヶ所の特定相談支援事業所と21ヶ所の障害児相談支援事業所が運営している状況。これら市内相談支援事業所のうち、前回の実地指導を受けてから3年間が経過した8事業所と、平成29年度に新規指定を受けた2事業所、計10事業所に対し、平成30年10月から12月にかけて実地指導を行った。

その結果、指摘事項を是正した上で、改善状況を報告するよう通知した事業所については、報告期限が到来している全ての事業所より是正改善の報告書が提出されている。

また、平成31年1月29日に実施した「松戸市相談支援事業者連絡協議会」においては、集

団指導として、実地指導の結果を踏まえた運営上の留意事項や、今後制度や運用に変更が生じるポイントについて周知し、運営基準の遵守と給付費請求の適正を改めて呼びかけたところである。今後も引き続き、市内相談支援事業所に対しては、指定権者として適切な指導及び情報提供等を行っていく。

議長： ライフサポートファイル、医療的ケア児の支援、松戸市指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の指定状況について事務局より説明があったが、内容について質問や意見はあるか。

委員： ライフサポートファイルについて、配布冊数 200 冊とのことだが、想定している全体の対象者数はどれくらいなのか。また、今この場ではなく、部会に持ち帰って議論していただきたいのだが、18 歳未満の子どもを育てる親はおそらくほぼ全ての人がスマホを持っていると思われ、さらに、今後産まれてくる障害児の親はデジタルネイティブと呼ばれるような世代となる中で、紙媒体で記録を残していくことについて、大いに議論の余地があると思うので、ぜひ部会に持ち帰っていただきたい。

事務局： 支援が必要なお子さんは市内に 2000 人、また、毎年 100 人生まれてくる想定である。初年度については、毎年生まれてくる 100 人のお子さんと、医療的ケアの必要なお子さん 80 人、予備 20 人分を含め 200 冊を用意し、活用していただきたい医療的ケア児を中心に、スモールスタートという形をとった。デジタル化については部会に持ち帰って検討したい。

議長： 事務局からの話にあったとおり、自立支援協議会がより有意義に、市に積極的に提案できるよう進めていきたいので、今後とも皆さまのご協力をお願いしたい。

以上で議事を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局： 次回のご案内について、来年 8 月 7 日（水）を予定。今後、本会議の開催は原則 8 月、2 月の第 1 水曜日と固定していく方針である。よって、次年度第 2 回は 2 月 5 日（水）の予定なので、ご調整いただければ幸いである。また、近くなったら案内や資料の送付をさせていただきますので、よろしくお願いたします。